

長岡工業高等専門学校動物実験実施規程

平成23年7月1日 制定

令和7年4月16日 一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)において行われる動物実験については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)及び動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)(以下これらを「法律等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等の利用に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- 三 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 四 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- 五 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 六 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を総括する者で総務主事をいう。
- 七 実験従事者 動物実験等を行う者をいう。
- 八 実験責任者 動物実験計画(計画の変更を含む。以下同じ。)ごとに、当該動物実験計画の遂行について責任を負う実験従事者をいう。
- 九 実験動物管理者 施設管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を行う者をいう。
- 十 飼養者 実験責任者の下で実験動物の飼養・保管を行う者をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、代替法の利用(できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)及び苦痛の軽減(その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)を図ることを原則として、適正に実施しなければならない。

2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である「5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放並びに本来の行動様式に従う自由)」に配慮して実施するものとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本校で行われる実験動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 実験責任者は、動物実験等の実施を本校以外の機関に委託等する場合は、委託先においても法律等又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(校長の責務)

第5条 校長は、本校において行われる全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 校長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握とその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備、並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。

(動物実験計画の立案等)

第6条 実験責任者は、動物実験計画の立案等を行うときは、所定の動物実験計画書等（別紙様式第1-1）を作成し、校長に申請等を行うものとする。承認を受けた動物実験計画について、軽微な変更、または追加を行う場合は、動物実験計画変更承認申請書（別紙様式第1-2）により申請等を行うものとする。

- 2 実験責任者は、動物実験計画の立案に当たっては、次に掲げる事項について考慮しなければならない。

- 一 研究の目的、意義及び必要性

- 二 代替法の利用

- 三 実験動物の使用数の削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

- 四 苦痛の軽減となる実験方法の選択

- 五 苦痛度の高い動物実験等を行う場合における計画段階からの人道的エンドポイントの設定

- 六 動物実験等の目的遂行後における屠体処理が可能な業者への依頼

- 3 実験責任者は、動物実験計画について校長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第7条 実験従事者は、適切に維持管理された施設等において、動物実験等を行わなければならない。

- 2 実験従事者は、動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

- 二 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮

- 三 適切な術後管理

- 四 適切な安楽死の選択

- 3 実験従事者は、物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験を行う場合は、当該関係法令等及び本校における関連する規則等に従わなければならない。

- 4 実験従事者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めるものとする。

5 実験従事者は、侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うものとする。

6 実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の動物実験結果報告書（別紙様式第2）又は動物実験（完了・中止）報告書（別紙様式第3）を校長に提出しなければならない。

（飼養保管施設）

第8条 施設管理者は、実験動物の飼養保管施設を設置し、又は変更する場合は、所定の飼養保管施設設置承認申請書（別紙様式第4）を校長に提出し、承認を得なければならない。

2 校長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造であること。

二 動物種や飼養保管数に応じた飼育設備を有すること。

三 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への影響を防止する措置がとられていること。

六 実験動物管理者がおかれていること。

（実験室）

第9条 施設管理者は、飼養保管施設以外において、実験室を設置し、又は変更する場合は、所定の実験室設置承認申請書（別紙様式第5）を校長に提出し、承認を得なければならない。

2 実験室は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃、消毒が容易な構造であること。

三 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の廃止）

第10条 施設管理者は、飼養保管施設又は実験室を廃止する場合は、所定の施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（別紙様式第6）を校長に提出しなければならない。

2 施設管理者は、施設等を廃止するときは、必要に応じて、実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

（実験動物の飼養及び保管）

第11条 施設管理者は、実験動物の飼養保管の標準操作手順を定め、実験従事者及び飼養者に周知しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第12条 実験従事者及び飼養者は、実験動物の健康管理に当たっては、実験動物が動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため必要な健康管理を行うものとする。

2 実験従事者及び飼養者は、実験動物が前項の傷害を負い、又は疾病にかかった場合は、施設管理者と協議の上、他の動物や人への感染等の防止、当該実験動物の苦痛の軽減等のために必

要な措置をとるものとする。

(実験動物の導入)

第13条 実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、合法的に入手しなければならない。

2 実験責任者は、実験動物の規格、外見上の異常の有無を確認し、動物種及び施設等の状況に応じた方法で検疫・馴化を行うものとする。

(給餌・給水)

第14条 実験従事者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第15条 実験従事者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合は、その組み合わせを考慮するものとする。

(記録の保存及び報告)

第16条 実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備保存するものとする。

2 施設管理者は、年度ごとに管理下にある飼養保管施設で保管した実験動物の種類と数等について、実験動物飼養保管状況報告書(別紙様式第7)を校長に提出するものとする。

3 委員会は前項の実験動物飼養保管状況報告書に基づき、飼養保管状況等の確認を行う。

(譲渡等の際の情報提供)

第17条 実験責任者は、実験動物を譲渡するときは、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第18条 実験責任者は、実験動物を輸送するときは、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

(危害防止)

第19条 施設管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び校長へ連絡しなければならない。

3 施設管理者は、実験責任者、実験従事者及び飼養者に対して、実験動物由来の感染症への感染及び実験動物による咬傷等の予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 施設管理者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管する場合は、人への危害防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めるものとする。

5 施設管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第20条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知するものとする。

2 施設管理者は、緊急事態発生時における、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(教育訓練)

第21条 校長は、委員会に、実験責任者、実験従事者及び飼養者に対する、次に掲げる事項について、教育訓練を行わせるものとする。

- 一 法律等及び本学の定める規定等
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- 四 安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を動物実験教育訓練実施報告書（別紙様式第8）に記録し、保存するものとする。

（自己点検・評価及び検証）

第22条 校長は、委員会に、法律等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、本校で行われる動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その報告書（別紙様式第9）を校長に提出しなければならない。

3 管理者及び実験責任者は、定期的に本校で行われる動物実験等の実施状況等の自己点検を行い、動物実験等自己点検票（別紙様式第10）を校長に提出しなければならない。

4 管理者及び実験責任者は、定期的に本校における飼養保管状況の自己点検を行い、実験動物飼養保管状況の自己点検票（別紙様式第11）を校長に提出しなければならない。

5 委員会は、施設管理者及び実験責任者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

6 校長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

7 自己点検・評価の実施方法等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（情報公開）

第23条 校長は、本校における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規定、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等の公開方法をいう。）を毎年1回程度公表するものとする。

（準用）

第24条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する実験等を行う者は、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

（適用除外）

第25条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

（雑則）

第26条 この規則に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月16日一部改正）

この規程は、令和7年4月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。